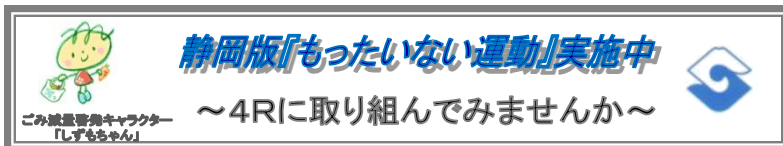


# 家庭ごみ有料化制度に関する 意見交換会 資料

各種データについて



静岡市環境局廃棄物対策部  
廃棄物政策課

# 指定都市における状況について

## ○指定都市における有料化制度導入状況について

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
札幌市	可燃ごみ	○	H21.7	80円/40ℓ、40円/20ℓ、20円/10ℓ、10円/5ℓ
	不燃ごみ	○	H21.7	
	粗大ごみ	○	H10.1	品目ごとに200円、500円、900円、1,300円、1,800円 その他:最大辺又は径1m未満→200円、1m以上→500円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○	S52.10	10kgあたり170円(H25.1より200円に改定)

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
千葉市	可燃ごみ	×	—	—
	不燃ごみ	×	—	—
	粗大ごみ	○	H10.8	品目ごとに370円、750円、1,120円、1,500円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○	不明	20円/kg(消費税別)

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
仙台市	可燃ごみ	○	H20.10	40円/45ℓ、27円/30ℓ、18円/20ℓ、9円/10ℓ
	不燃ごみ (可燃ごみと混合収集)			
	粗大ごみ	○	H13.4	400円、800円、1,200円、1,600円で品目ごとに設定 スプリングマットレスのみ3,000円/枚
	資源ごみ(プラ製容器 包装のみ)	○	H20.10	25円/45ℓ、16円/30ℓ、8円/15ℓ
	直接搬入ごみ	○	S47.5	100kgごと1,000円(缶・びんは100kgごと300円)

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
横浜市	可燃ごみ	×	—	—
	不燃ごみ	×	—	—
	粗大ごみ	○	H9.1	品目ごとに200円、500円、1,000円、1,500円、 2,200円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○	—	13円/kg

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
さいたま市	可燃ごみ	×	—	—
	不燃ごみ	×	—	—
	粗大ごみ	○	H13.5	最大の辺が90cm以上を520円(税込)／品
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○	施設開設時	20円／10kg(100kgまで無料だが超えれば最初の 10kgから有料)
	特定適正処理困難物 (スプリング入りマットレス・ソ ファ、タイヤ・ホイール、物 干し台、バッテリー)	○	H13.5	525円～1,575円(税込)／品

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
川崎市	普通ごみ (生ごみ、コップ・陶器類、電 球・蛍光灯等)	×	—	—
	粗大ごみ	○	H16.4	区分ごとに200円、500円、1,000円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	×	—	家庭ごみの直接搬入なし

# 指定都市における状況について

## ○指定都市における有料化制度導入状況について

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
相模原市	一般ごみ (生ごみ、プラスチック製品、 電球、湯飲み等)	×	—	—
	粗大ごみ	○	H13.7	戸別収集：品目ごとに200円、500円、1,000円、1,500円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○		家庭から出た一般ごみは、100kgまでは無料 100kgを超えると、10kgにつき120円加算

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
京都市	可燃ごみ	○	H18.10	45円/45ℓ、30円/30ℓ、20円/20ℓ、10円/10ℓ、5円/5ℓ
	不燃ごみ	○		
	粗大ごみ	○	H9.10	品目ごとに400円、800円、1,200円、1,600円、2,000円、2,400円
	資源ごみ(びん・缶・ ペットボトル)	○	H18.10	22円/45ℓ、15円/30ℓ、10円/20ℓ、5円/10ℓ
	直接搬入ごみ	○	S44より以前	事業系一般廃棄物と同じ

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
新潟市	可燃ごみ	○	H20.6	45円/45ℓ、30円/30ℓ、20円/20ℓ、10円/10ℓ、5円/5ℓ
	不燃ごみ	○		
	粗大ごみ	○	H20.6	品目ごとに100円、200円、300円、500円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○	H20.6	60円/10kg(事業系：130円/10kg)

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
大阪市	普通ごみ (生ごみ、日用品、電気器具 類、ガラス製品等)	×	—	—
	粗大ごみ	○	H18.10	品目ごとに200円、400円、700円、1,000円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○	H24.4	10kgごとに90円

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
名古屋市	可燃ごみ	×	—	—
	不燃ごみ	×	—	—
	粗大ごみ	○	H10.11	品目ごとに250円、500円、1,000円、1,500円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○	S47.4	20円/kg

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料額
堺市	生活ごみ	×	—	—
	不燃ごみ	×	—	—
	粗大ごみ	○	H13.12	品目ごとに400円、800円、1,200円、1,600円、2,000円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○	H13.12	破砕施設 10kgごとに170円 その他の廃棄物 10kgごとに110円
	臨時ごみ・継続ごみ	○	H13.12	臨時ごみ 破砕施設 12,200円/tまたは2㎡ その他 8,800円/tまたは2㎡ 継続ごみ 1月(概ね週6回で1個につき1容器(36ℓ)) 3,100円

# 指定都市における状況について

## ○指定都市における有料化制度導入状況について

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料料額
神戸市	可燃ごみ	×	—	—
	不燃ごみ	×	—	—
	粗大ごみ	○	H20.11	品目ごとに300円、600円、900円、1,200円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○	不明(S47に手数料料全面改定)	可燃 80円/10kg、資源 40円/10kg、 不燃 100円/10kg、粗大 140円/10kg

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料料額
北九州市	家庭ごみ (可燃ごみ+不燃ごみ)	○	H10.7 H18.7改定	50円/45ℓ、33円/30ℓ、22円/20ℓ、11円/10ℓ
	粗大ごみ	○	H6.4	品目ごとに300円、500円、700円、1,000円
	資源ごみ	○	H18.7	容リプラ、ペットボトル 20円/45ℓ、12円/25ℓ びん・缶 12円/25ℓ
	直接搬入ごみ	○	S57.5 H16.10改定	100円/10kg 埋立処理:がれき類450円/100kg、その他750円/100kg

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料料額
岡山市	可燃ごみ	○	H21.2	50円/45ℓ、30円/30ℓ、20円/20ℓ、10円/10ℓ、5円/5ℓ
	不燃ごみ	○	H21.2	50円/45ℓ、30円/30ℓ、20円/20ℓ、10円/10ℓ、5円/5ℓ
	粗大ごみ	○	H13.4	品目ごとに200円、500円、1,000円、1,500円、 2,500円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○	H21.2	50円/45ℓ、30円/30ℓ、20円/20ℓ、10円/10ℓ 可燃、不燃ごみのみ。資源ごみ、粗大ごみは無料。

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料料額
福岡市	可燃ごみ	○	H17.10	45円/45ℓ、30円/30ℓ、15円/15ℓ
	不燃ごみ	○	H17.10	45円/45ℓ、30円/30ℓ、15円/15ℓ
	粗大ごみ	○	H9.12	品目ごとに300円、500円、1,000円
	資源ごみ(びん・ペット ボトル)	○	H17.10	22円/45ℓ、15円/30ℓ
	直接搬入ごみ	○	S53.6	10kgまでごとに140円

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料料額
広島市	可燃ごみ	×	—	—
	不燃ごみ	×	—	—
	粗大ごみ	○	H13.4	特定家庭用機器 3,000円、大型ごみ 品目ごと に250円、500円、750円、1,000円、1,250円
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	×	—	家庭ごみの直接搬入あり(無料)

市名	ごみ分別品目	有料化の有無	導入時期	手数料料額
熊本市	可燃ごみ	○	H21.10	35円/45ℓ、23円/30ℓ、12円/15ℓ、4円/5ℓ
	不燃ごみ	○	H21.10	35円/45ℓ、23円/30ℓ、12円/15ℓ
	粗大ごみ	○	H13.10	500円または900円(品目及び大きさにより異なる)
	資源ごみ	×	—	—
	直接搬入ごみ	○	不明(昭和46 年以前)	10kgまで150円(10kg増すごとに150円加算)

(H21年度時アンケート調査を基にH24に追加調査実施)

指定都市全20市中、18市が何らかの有料化を導入済み。

※ 浜松市、静岡市は未導入

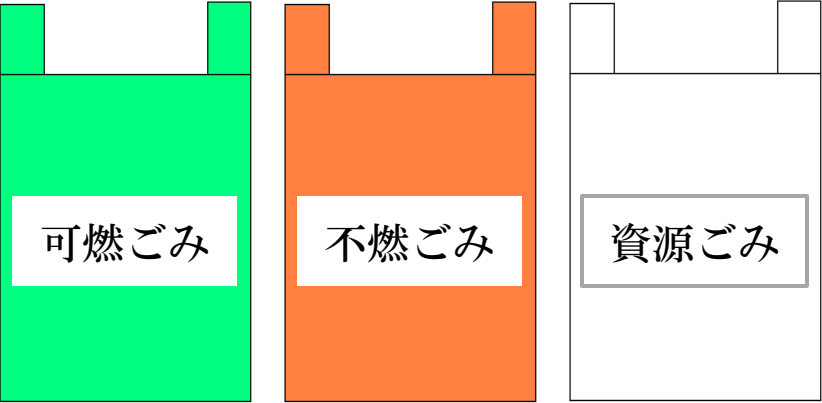
# 手数料徴収方法について（1）

## 手数料徴収方法の例示

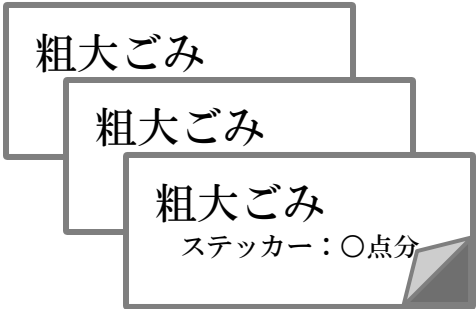
手数料の徴収方法としては、大きく分けて下記の3種類あると考えられます。

- ・ 有料指定袋制度
- ・ 有料ステッカー制度
- ・ 有料指定袋制度と有料ステッカー制度の複合制度

### <袋・ステッカーのイメージ>



※袋の形、記載内容、色、対象等はイメージです。



※形状、記載内容等はイメージです。

すでに実施済みの都市では、可燃ごみのように、通常のごみ収集車両による回収が可能なものについては袋制度、事前申込等をし、個別に平ボディ車等で回収に向かう粗大ごみ（大型ごみ）はステッカー制度としている事例があります。

# 手数料徴収方法について（２）

## 手数料額の例示

手数料額としては、すでに有料化を実施している都市の例を見ますと、下記の一覧のとおりになっています。

### <可燃ごみ>

45 L 袋 . . . 35円～50円（40 L 袋…80円）

30 L 袋 . . . 23円～33円

20 L 袋 . . . 18円～40円

15 L 袋 . . . 12円～15円

10 L 袋 . . . 9円～20円

5 L 袋 . . . 4円～ 5円

※概ね 1 L あたり 1 円～2 円の設定

※都市によって使用している袋の大きさに違いがあります。

### <粗大ごみ>

品目に応じて、200円～1,600円

一律 520円

※都市によって品目ごとに設定しているか、一律同額で設定しているかの違いがあります。

# 本市におけるごみ排出方法の区分について

## 対象となるごみ

本市のごみ排出・収集・処理状況から、有料化の対象として想定できるごみは、大きく分けて下記の4つに分類できます。

- ・可燃ごみ
- ・不燃・粗大ごみ
- ・資源ごみ
- ・清掃工場等への直接搬入ごみ

一部地域によっては若干の違いがありますが、ごみ排出方法としては、下記一覧のとおりとなります。

	可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	資源ごみ	直接搬入
現状	無料	無料	無料	無料
	指定・認定袋	指定・認定袋、「不用」紙張り付け	指定・認定袋、ネット、紙ひも等	指定なし
	集積所回収	戸別収集	集積所回収	申込み不要

※山間部等一部地域除く。

# 有料化制度導入後の状況について

○指定都市における一人1日あたりごみ総排出量の変化について

市名	導入年度	有料化の別		導入前年度ごみ総排出量 (g/人日)	導入年度ごみ総排出量 (g/人日)	H22ごみ総排出量 (g/人日)	導入前年度比 導入年度	導入年度比 平成22年度	市名	導入年度	有料化の別		導入前年度ごみ総排出量 (g/人日)	導入年度ごみ総排出量 (g/人日)	H22ごみ総排出量 (g/人日)	導入前年度比 導入年度	導入年度比 平成22年度
		可燃	粗大								可燃	粗大					
札幌市	H21	○	○	H20 1,163	H21 1,066	991	92%	93%	名古屋市	H10	—	○	H9 — ※2	H10 1,324	1,012	—	76%
仙台市	H20	○	○	H19 1,219	H20 1,161	1,076	95%	93%	京都市	H18	○	○	H17 1,284	H18 1,252	978	98%	78%
さいたま市	H13	—	○	H12 — ※1	H13 1,108	957	—	86%	大阪市	H18	—	○	H17 1,711	H18 1,700	1,323	99%	78%
千葉市	H10	—	○	H9 — ※2	H10 1,181	1,118	—	95%	堺市	H13	—	○	H12 1,203	H13 1,303	1,106	108%	85%
横浜市	H9	—	○	H8 — ※2	H9 — ※2	934	—	—	神戸市	H20	—	○	H19 1,290	H20 1,254	1,074	97%	86%
川崎市	H16	—	○	H15 1,120	H16 1,041	958	93%	92%	岡山市	H21	○	○	H20 1,077	H21 970	951	90%	98%
相模原市	H13	—	○	H12 982	H13 986	937	100%	95%	広島市	H13	—	○	H12 1,208	H13 1,108	842	92%	76%
新潟市	H20	○	○	H19 1,210	H20 1,142	1,080	94%	95%	北九州市	H18	○	○	H17 1,298	H18 1,289	1,101	99%	85%
静岡市	—	—	—	—	—	1,108	—	—	福岡市	H17	○	○	H16 1,428	H17 1,572	1,141	110%	73%
浜松市	—	—	H25 予定	—	—	975	—	—	熊本市	H21	○	○	H20 1,094	H21 1,005	946	92%	94%

※1 さいたま市について、平成13年度に合併と同時に制度を導入しており、前年度比較が不可能なため、前年度の数値なし。  
 ※2 千葉市、横浜市、名古屋市について、平成9年度以前の数値が環境省HP「一般廃棄物処理実態調査結果」より確認できないため、数値なし。

環境省HP「一般廃棄物処理実態調査結果」より作成



# 有料化制度導入後の状況について

○平成19年度以降に有料化制度を導入した指定都市の家庭系ごみ排出量の変化について

<可燃ごみ有料化導入都市>

札幌 H21年度に可燃ごみ、不燃ごみを有料化

	可燃	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
H19	364,494	49,163	50,576	3,447	10,299
H20	354,869	48,377	50,131	3,209	10,493
H21	283,612	41,884	98,559	5,480	10,519
H22	246,217	20,320	120,646	5,821	10,409

仙台 H20年度に可燃ごみ、不燃ごみを有料化

	可燃	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
H19	221,116	52	33,063	1,200	2,120
H20	206,148	64	37,714	1,006	2,137
H21	185,190	67	43,184	1,128	1,950
H22	190,801	217	42,418	994	2,001

新潟市 H20年度に可燃ごみ、不燃ごみを有料化

	可燃	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
H19	178,815	10,918	31,701	14	11,426
H20	148,481	7,680	46,131	0	10,201
H21	137,762	4,752	48,591	0	5,107
H22	136,258	4,741	48,383	0	6,903

岡山市 H20年度(H21.2.1)に可燃ごみ、不燃ごみを有料化

	可燃	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
H19	154,998	8,648	13,009	151	3,313
H20	148,828	8,550	13,275	154	3,317
H21	124,869	5,942	16,141	152	3,312
H22	123,440	6,158	15,095	125	3,452

熊本市 H21年度に可燃ごみ、不燃ごみを有料化

	可燃	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
H19	138,787	4,336	19,557	16	989
H20	137,413	4,339	19,132	13	1,221
H21	136,610	4,755	23,385	37	1,427
H22	122,325	3,744	25,978	10	1,639

<粗大ごみ有料化導入都市>

神戸市 H20年度に粗大ごみを有料化

	可燃	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
H19	359,797	27,658	19,382	0	30,223
H20	338,176	32,146	19,239	0	29,247
H21	281,527	24,665	19,353	0	4,206
H22	274,584	24,320	19,247	0	4,115

<参考>(有料化未導入都市)

静岡市

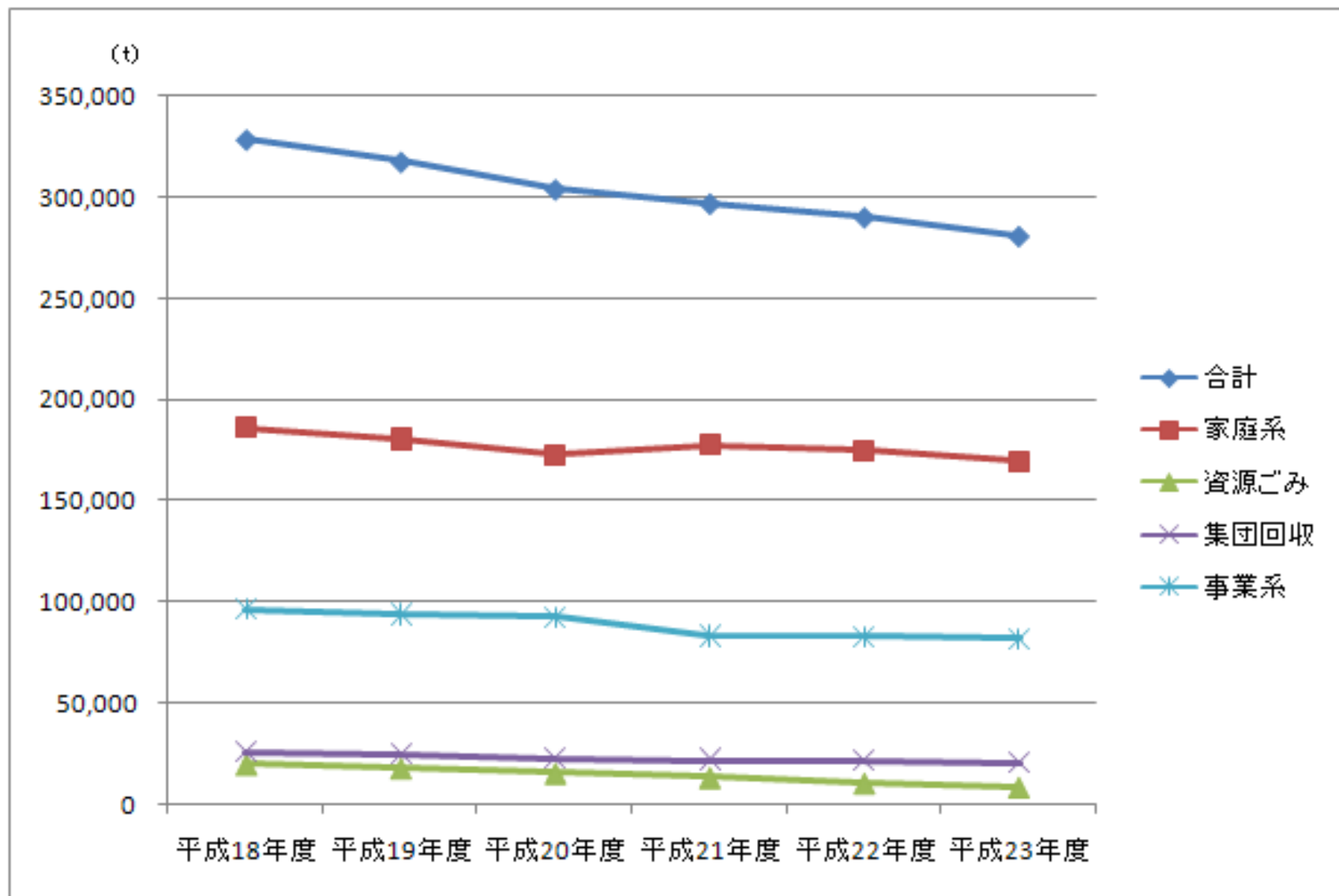
	可燃	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
H19	168,271	13,855	17,509	0	9,848
H20	163,581	13,418	15,509	2	9,860
H21	161,962	14,126	13,550	0	10,605
H22	162,686	15,058	10,838	0	9,234

浜松市

	可燃	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
H19	147,399	9,617	18,216	1	1,922
H20	147,810	9,941	17,261	1	1,981
H21	144,342	10,132	16,602	657	1,707
H22	136,152	8,853	16,990	620	1,334

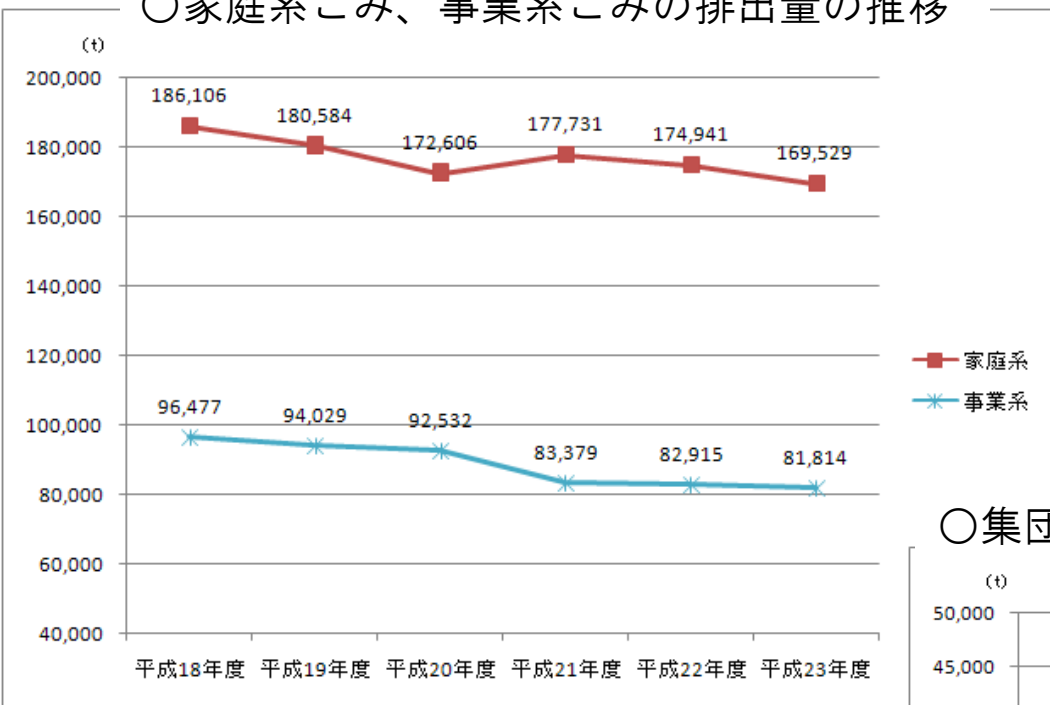
# ごみ種類別排出量の推移 1

○ごみ種類別排出量の推移（合計）

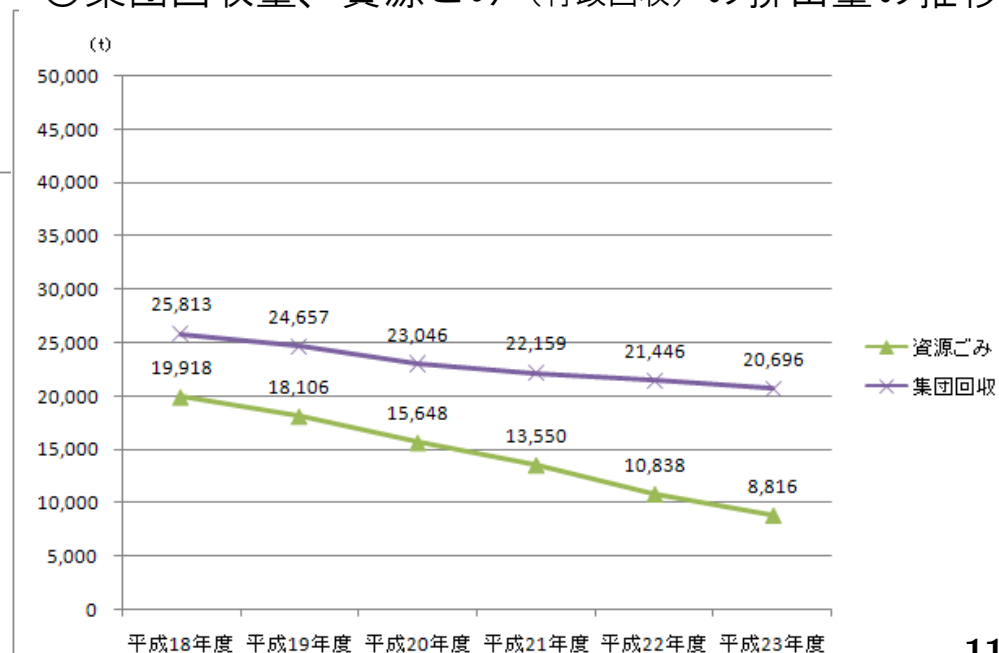


## ごみ種類別排出量の推移 2

○家庭系ごみ、事業系ごみの排出量の推移



○集団回収量、資源ごみの排出量の推移



※資源ごみ…古紙類、びん、缶、ペットボトル、白色トレイ

# その他の推移 その1

## ○ごみ排出量の推移

年度	対象人口 (人)	ごみ総排出量(t)					一人1日あたりの 総排出量 (g)
		可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	資源ごみ		計	
				行政回収	集団回収		
18	731,658	256,991	25,640	19,870	25,813	328,314	1,229
19	721,737	249,084	25,639	17,996	24,657	317,376	1,205
20	720,305	240,584	24,686	15,516	23,046	303,832	1,156
21	718,779	235,273	25,837	13,550	22,159	296,819	1,131
22	717,497	232,681	25,175	10,838	21,446	290,140	1,108
23	715,798	227,840	23,503	8,814	20,696	280,852	1,072

※一人1日あたりごみ総排出量＝ごみ総排出量÷人口÷365（若しくは366）×1,000,000

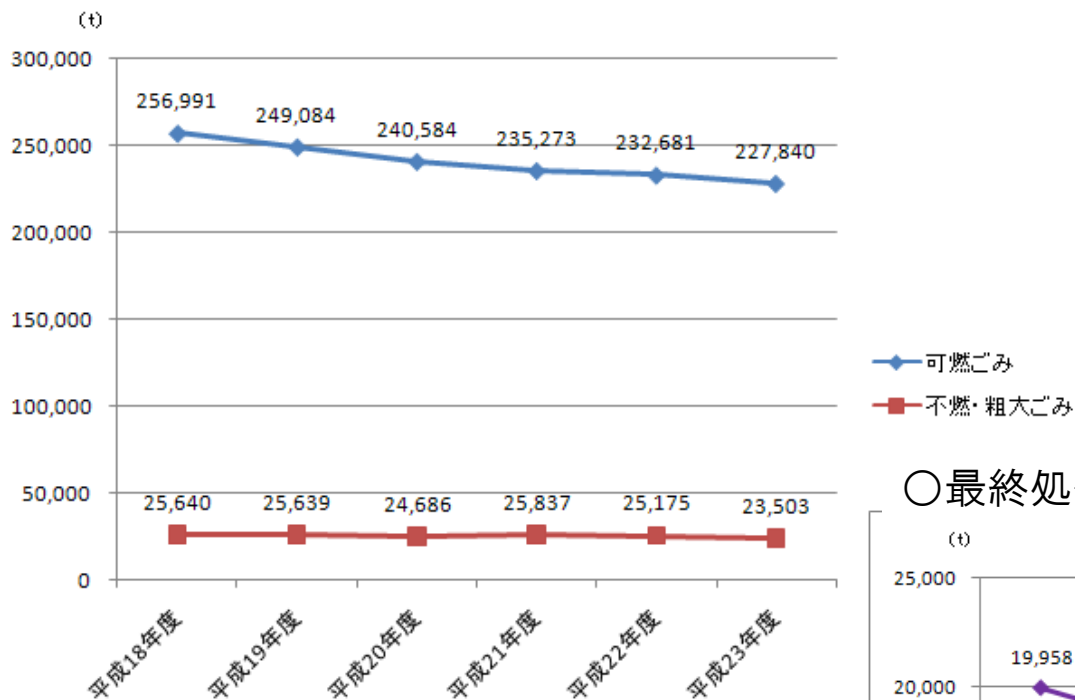
※数値は、静岡地区、清水地区、蒲原地区、由比地区の合算

※人口は、各年度10月1日現在の住民基本台帳人口を使用

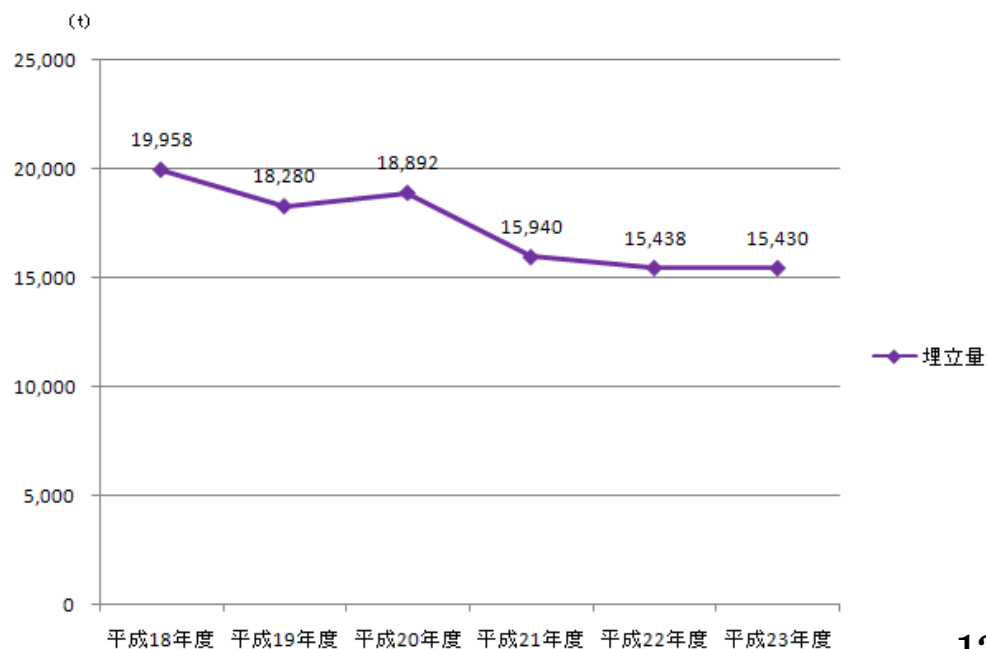
※ごみ総排出量の不燃・粗大ごみには、最終処分場搬入量（焼却残さ等を除く）を含む。

## その他の推移 その2

○可燃ごみ、不燃・粗大ごみの排出量の推移（家庭系、事業系の合算）

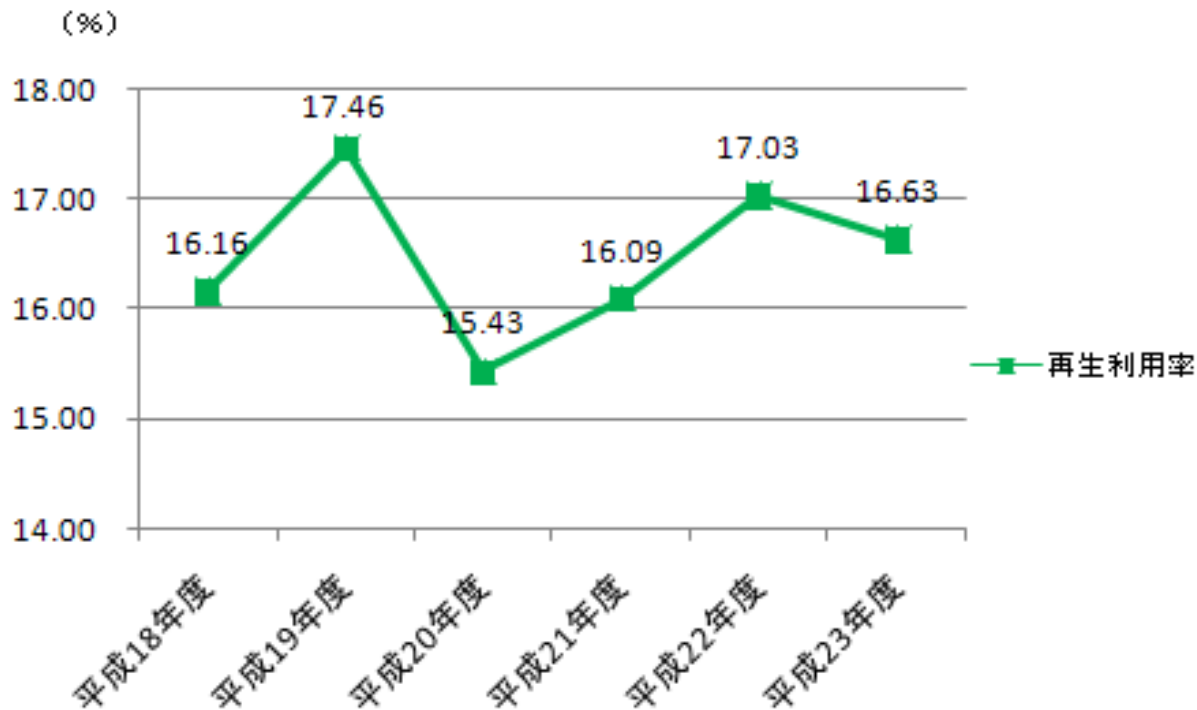


○最終処分場への埋立量の推移（沼上最終処分場）



## その他の推移 その3

### ○再生利用率の推移



※再生利用率… (資源ごみ+集団回収+鉄分回収量+スラグ有効利用量+メタル売払量) ÷ ごみ総排出量 (資源ごみ含む。)

#### <鉄分回収量>

不燃・粗大ごみの破碎・選別処理過程で発生する鉄類等の金属で、資源物として有効活用した量

#### <スラグ有効利用量>

廃棄物を焼却・溶融処理する過程で生成される「溶融スラグ」を資源物として有効活用した量  
埋戻材、再生アスファルト舗装の材料等の建設資材として活用

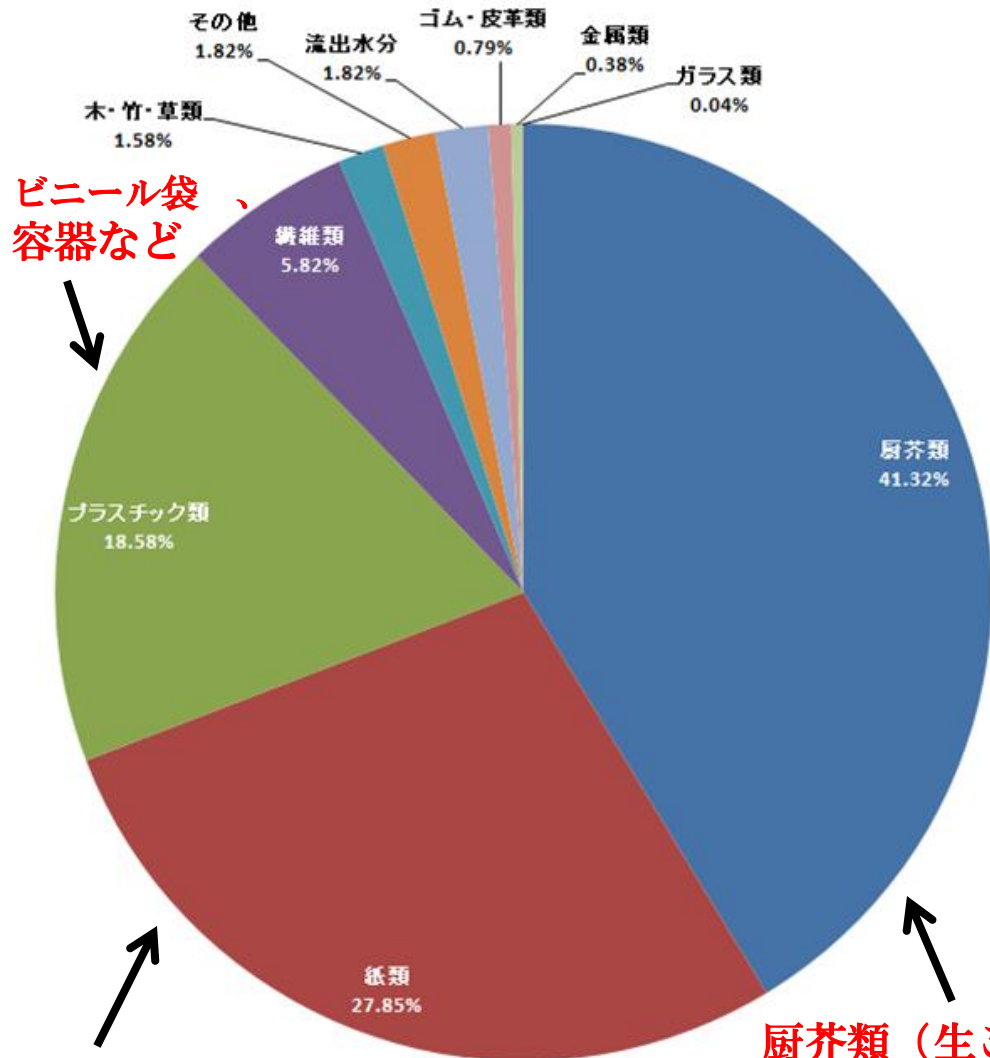
#### <メタル売払量>

廃棄物を焼却・溶融処理する過程で生成される「溶融メタル」を資源物として有効活用した量  
金属として有価で売却

# 可燃ごみ組成調査結果について

平成23年度 家庭系可燃ごみ組成調査結果 (%)

厨芥類 (生ごみ) . . . 約 41 ~ 42 %  
 紙類 . . . . . 約 28 ~ 30 %  
 プラスチック類 . . . 約 19 ~ 20 %



ビニール袋、  
容器など

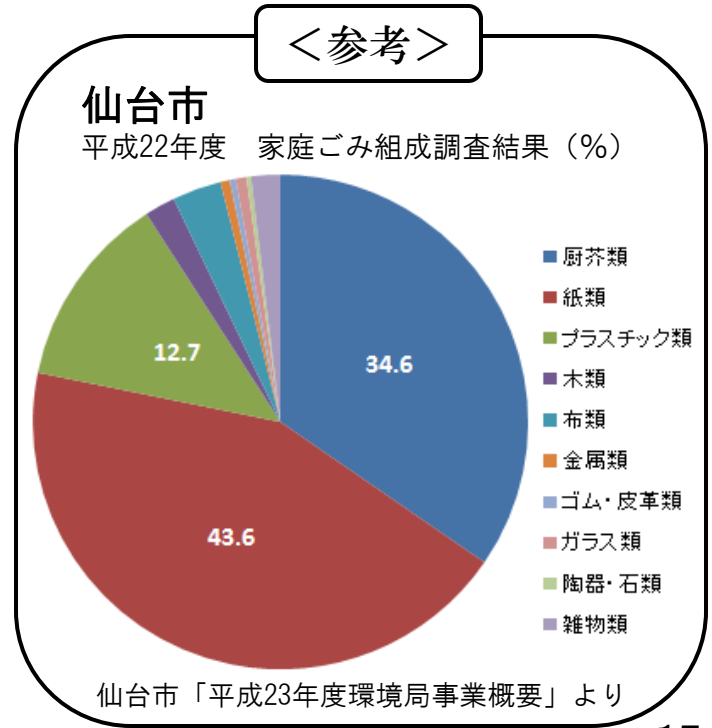
雑紙 (ざつがみ)、汚れた紙、  
ティッシュ など

厨芥類 (生ごみ)  
食べ残し 野菜くず  
など

静岡市：平成23年度一人1日あたりごみ総排出量...1,072 g  
 <参考>  
 仙台市：平成22年度一人1日あたりごみ総排出量... 962 g

- 厨芥類
- 紙類
- プラスチック類
- 繊維類
- 木・竹・草類
- その他
- 流出水分
- ゴム・皮革類
- 金属類
- ガラス類

<参考>



仙台市「平成23年度環境局事業概要」より

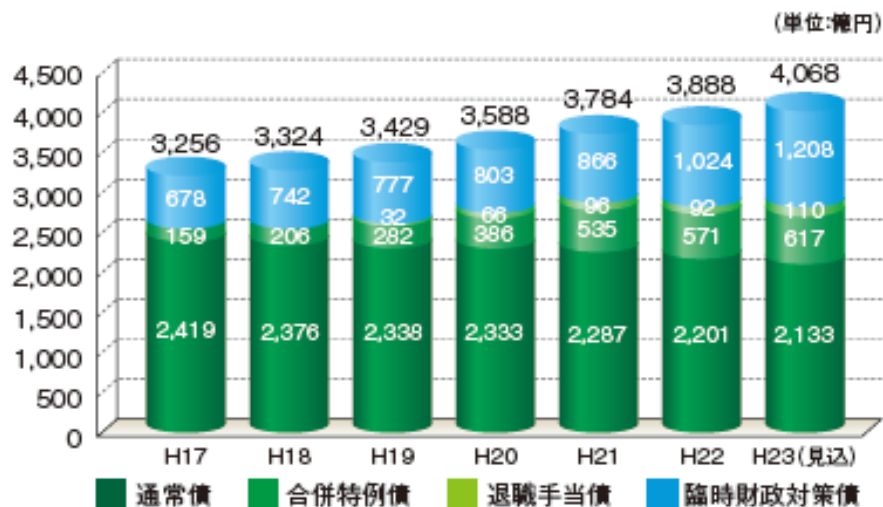
# 清掃費等について

## ○清掃予算（当初）の推移

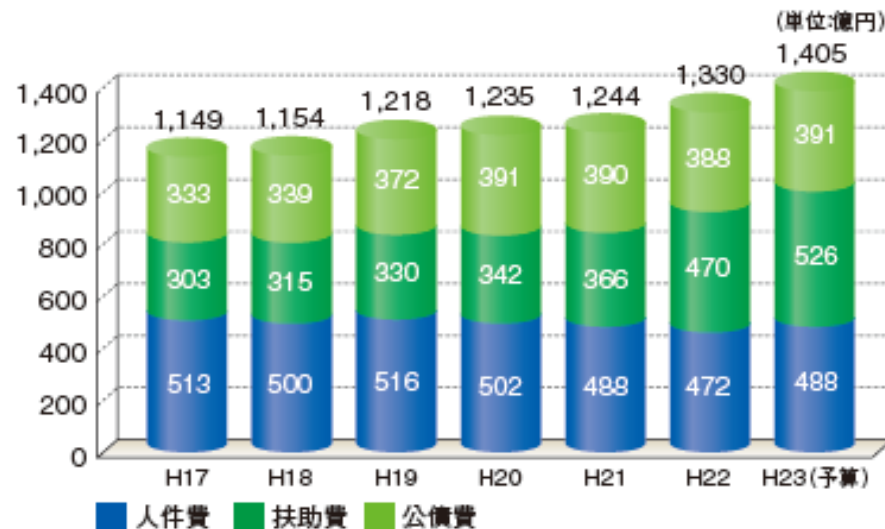
	一般会計	清掃費	一般会計に占める割合	一人当たり清掃費	一世帯当たり清掃費
	千円	千円	%	円	円
平成18年度	256,360,000	8,968,666	3.5	12,573	32,349
平成19年度	267,900,000	11,276,019	4.2	15,840	40,280
平成20年度	278,900,000	16,433,714	5.9	23,118	58,161
平成21年度	282,000,000	16,073,616	5.7	22,367	55,784
平成22年度	266,700,000	10,329,991	3.9	14,396	35,511
平成23年度	276,200,000	8,278,220	3.0	11,568	28,580

注) ・平成19～21年度は西ヶ谷清掃工場建設費、資源循環センター建設費を含む。  
 ・平成22、23年度は資源循環センター建設費を含む。  
 ・一人、一世帯あたりの清掃費の算出には、前年度末住民基本台帳人口・世帯を使用

### 市の借金「市債」が年々増えています



### 必ず支払いが必要な経費が財政を圧迫しています



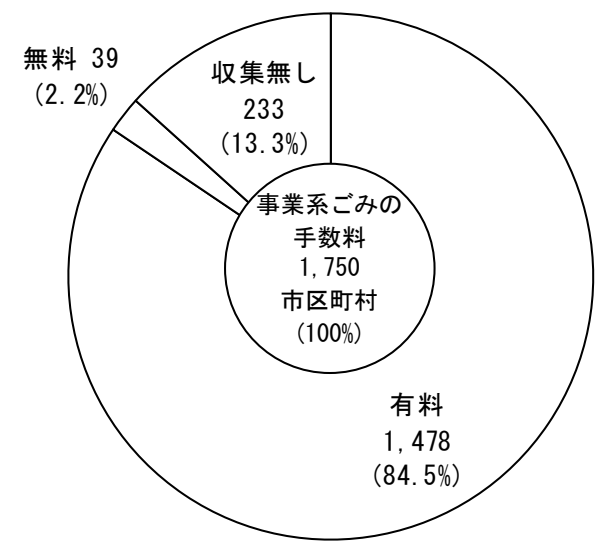
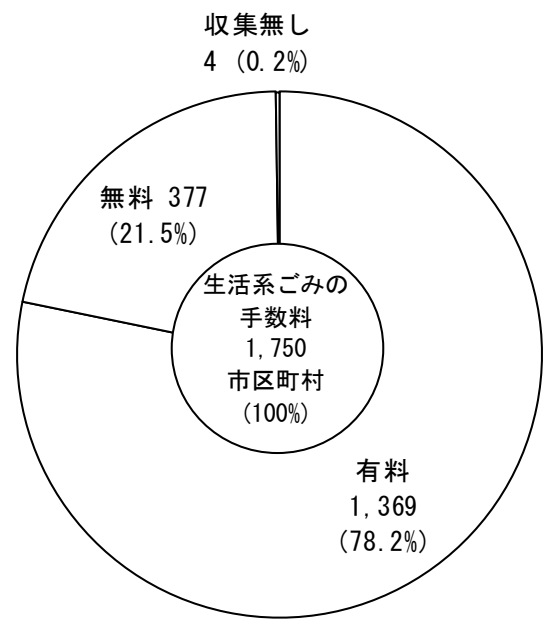


# 他都市における有料化制度の導入状況について

## ○ごみ収集手数料の状況（平成22年度実績）

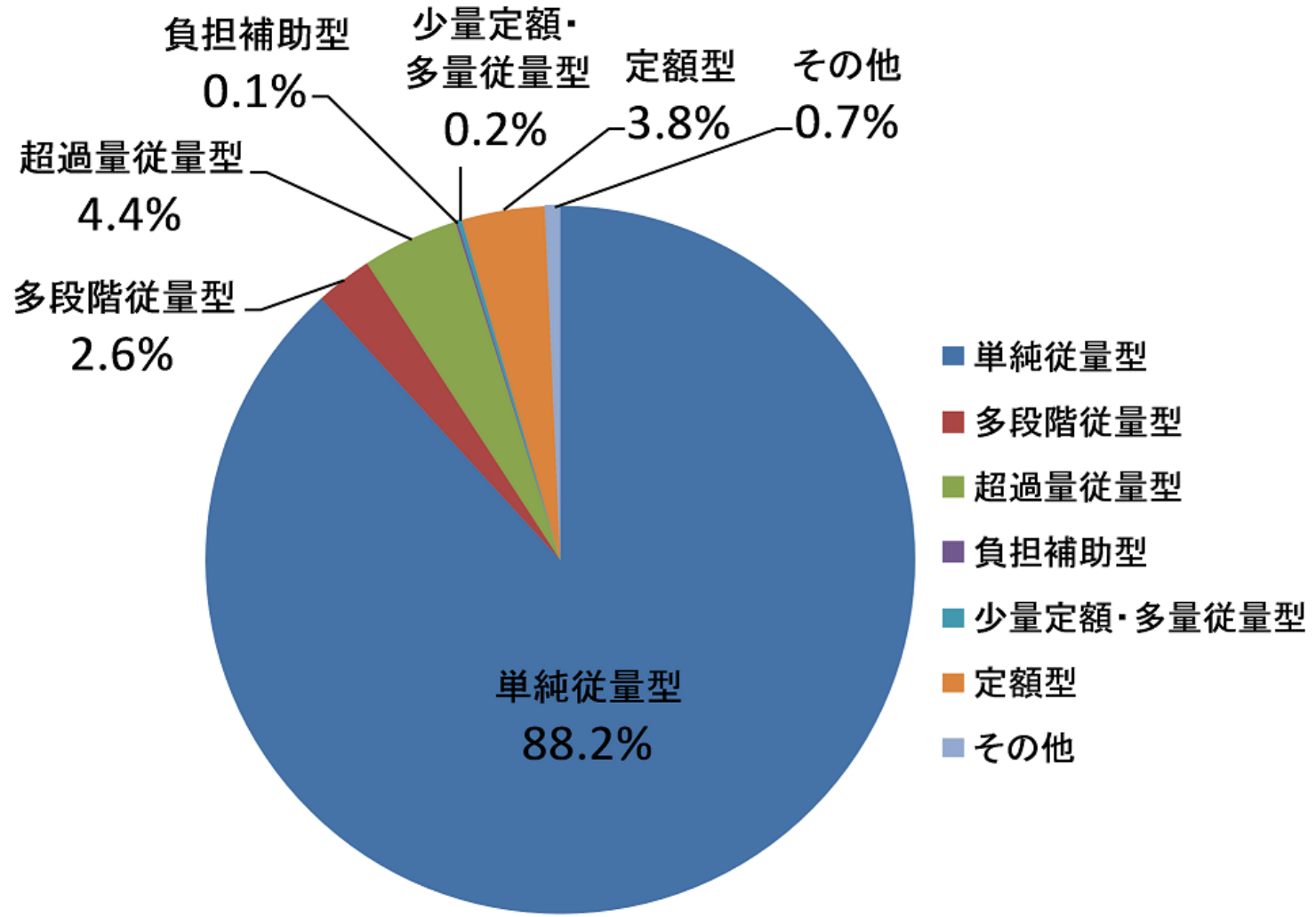
排出形態		有料化されているごみ	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ														その他	前記のいずれかが有料	粗大ごみ	粗大ごみを含めていずれかが有料
						紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）	紙パック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装プラスチック（白色トレイを除く）	プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラスチックを除く）	布類	生ごみ	廃食用油	剪定枝	その他				
生活系ごみ（収集ごみ）	有料	47	1,025	802	113	97	104	365	340	341	235	293	183	107	109	25	54	62	130	1,084	1,064	1,369	
	無料	29	664	822	1,353	1,298	1,021	1,288	1,335	1,364	964	800	360	767	143	401	152	466	621	662	403	377	
	収集無し	1,674	61	126	284	355	625	97	75	45	551	657	1,207	876	1,498	1,324	1,544	1,222	999	4	283	4	
事業系ごみ（収集ごみ）	有料	63	1,419	1,101	505	428	376	718	713	654	424	374	240	262	157	68	114	171	258	1,474	841	1,478	
	無料	5	43	65	301	264	210	232	242	253	162	135	61	100	37	77	12	57	79	43	39	39	
	収集無し	1,682	288	584	944	1,058	1,164	800	795	843	1,164	1,241	1,449	1,388	1,556	1,605	1,624	1,522	1,413	233	870	233	

## ○粗大ごみを含むごみの収集手数料の状況（平成22年度実績）



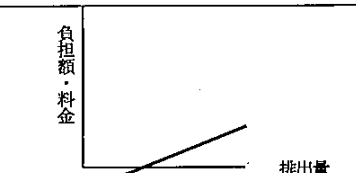
# 他都市における有料化制度の導入状況について

○各都市における手数料徴収の方式について（可燃ごみに関する結果）



# 手数料の料金体系について（参考）

## ○手数料の料金体系について

	料金体系図 <sup>※1</sup>	料金体系の仕組み	利点	欠点
①排出量単純比例型		排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。（均一従量制）	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度が単純でわかりやすい</li> <li>排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。</li> </ul>
②排出量多段階比例型		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。（累進従量制）	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>
③一定量無料型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。</li> <li>排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>
④負担補助組合せ型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式（例えば、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋やシールについて、排出者が市町村に買い取らせることができる方式）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> <li>排出抑制の量に応じて排出者へ還元されるため、「③一定量無料型」よりも排出抑制が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>
⑤定額制従量制併用型		一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> <li>一定の排出量までを定額制にすることで、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。</li> <li>排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）や一定額の手数料の徴収のための費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>

※1：（出所）落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組み—全国533都市アンケートと自治体事例の紹介—』（株）ライフデザイン研究所、pp. 13-15